

第13章 一般取扱所の基準（危政令第19条）

第1 規制範囲

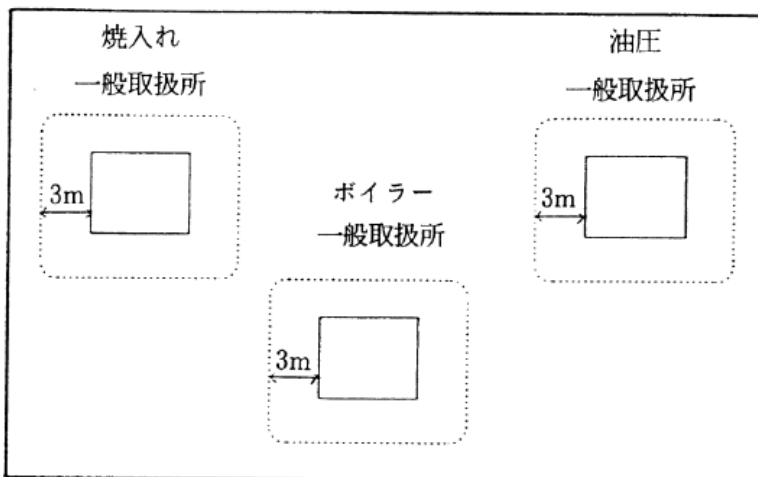
一般取扱所は、危政令第19条第2項の規定により建築物の一部に設置され、これが規制対象とされる場合（以下「部分規制」という。）以外は、原則として1棟又は連続した一連の工程が許可の範囲となる。

1 部分規制の一般取扱所

(1) 原則として、部分規制の一般取扱所は、危政令第19条第2項第1号の一般取扱所（以下「吹付塗装作業等の一般取扱所」という。）、同項第1号の2の一般取扱所（以下「洗浄作業の一般取扱所」という。）、同項第2号の一般取扱所（以下「焼入れ作業等の一般取扱所」という。）、同項第3号の一般取扱所（以下「ボイラー等の一般取扱所」という。）、同項第6号の一般取扱所（以下「油圧装置等の一般取扱所」という。）、同項第7号の一般取扱所（以下「切削装置等の一般取扱所」という。）、同項第8号の一般取扱所（以下「熱媒体油循環装置の一般取扱所」という。）及び同項第9号の一般取扱所（以下「蓄電池設備等の一般取扱所」という。）に限られるものであること。

(2) 部分規制の一般取扱所は、1棟の建築物の中に複数設置することができるものであること（次図参照）。(H1 危 64)

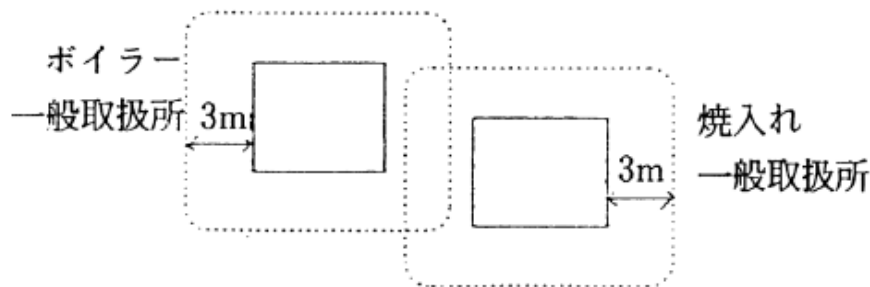
例図



(3) 部分規制の一般取扱所において、規定された作業工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができるものであること。(H1 危 64)

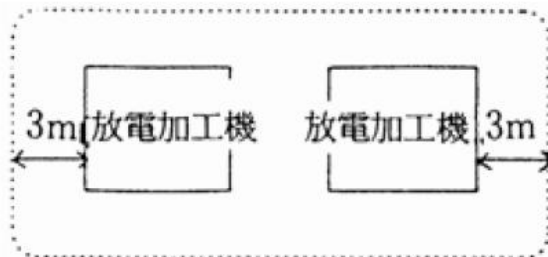
(4) 危省令第28条の55の2第3項第2号、第28条の56第3項第1号、第28条の57第3項第1号、同条第4項第7号、第28条の60第4項第1号及び第28条の60の2第3項第1号の規定により、屋内において危険物を取り扱う設備の周囲に保有すべき空地（以下「屋内保有空地」という。）は、相互に重なってはならないものであること（次図参照）。(H1 危 14、特 34)

図 認められない例



- (5) 危険物を取り扱う機器が複数存在する場合は、複数の機器を一つの設備として、その周囲に屋内保有空地を保有することをもって足りるものであること（次図参照）。（H1 危 64）

図 複数の機器を設ける場合の空地の例



- (6) 建築物全体が危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所の技術上の基準に適合している場合は、建築物全体を危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とすることができるものであること。（H1 危 64）

2 区分形態の異なる施設の併設等

(1)に掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、建築物に設けられ、かつ、指定数量の倍数の合計が 30 倍未満である場合、(2)に掲げる位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するものについては、危政令第 23 条を適用し、危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 11 号までの規定（(1)オ及びカに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第 18 号及び第 19 号の規定を含む。）を適用しないことができる。（H10 危 28）

(1) 危険物の取扱形態

- ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第 2 類の危険物又は第 4 類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
- イ 洗浄のために危険物（引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- ウ 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が 70℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を取り扱う形態
- エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
- オ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- カ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
- キ 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態

(2) 複数の危険物取扱形態を有する一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

- ア 危険物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（(1)エ及びオに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- イ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

- ウ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ 70 mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（(1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合を除く。）。
- エ 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、(1)ア又はイに掲げる取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。
- オ (1)エに掲げる取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- カ 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の 5 分の 1 未満のものを除く。）の周囲には、危省令第 13 条の 3 第 2 項第 1 号の規定の例による囲いを設けること。ただし、(1)オ及びカに掲げる取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分の敷居を高くすることにより囲いに代えることができる。
- キ 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、(1)ウに掲げる取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- ク 危険物を加熱する設備（(1)イ又はキに掲げる取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる構造のものとすること。
- ケ (1)キに掲げる取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。
- コ 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれがある設備と火花又は高熱等を生じる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生じる設備を設置する場合は、この限りでない。
- サ 危省令第 33 条第 1 項第 1 号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危省令第 34 条第 2 項第 1 号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第 1 種、第 2 種及び第 3 種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 4 種の消火設備を設けないことができること。
- シ 危省令第 28 条の 55 第 2 項第 3 号から第 8 号まで及び第 28 条の 57 第 2 項第 2 号の基準に適合するものであること。
- (3) 吹付塗装作業等の一般取扱所、焼入れ作業等の一般取扱所、ボイラー等の一般取扱所及び油圧装置等の一般取扱所の適用にあたっては、区分形態ごとの技術上の基準で規定された作業工程に係る設備以外のものは設けないこと。したがって、ボイラー設備と油圧装置等が混在している場合に、両設備を併せて危政令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、危省令第 28 条の 57 等に定める技術上の基準を適用することはできないものであること。（H1 危 64）

第 2 最大数量の算定

- 1 1 日を単位とする指定数量の倍数が最大となる危険物に係る取扱量（消費量、通過量、停滞量等）を最大数量とする。
- 2 最大数量に係る取扱量の算定については、次によること。
 - (1) 同一の危険物について、消費（通過）と停滞がある場合においては、それらの数量のうち、指定数量の倍数の最も大きいものを取扱量とすること。
 - (2) 異なる危険物について、消費（通過）と停滞がある場合においては、それらの数量を加算したものを取扱量とすること。
 - (3) 循環系装置により、配管等で危険物を循環させて取り扱う場合は、瞬間最大停滞量を取扱量とすること。（S40 自消予 71）
 - (4) 消防用設備等の非常用電源としての自家発電設備については、1 日の取扱時間を 2 時間

として算定するが、震災対策等で非常用電源として設置する自家発電設備については、実態を勘案し最大運転時間を基に算定すること。

第3 一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

- 1 危政令第 19 条第 1 項を適用する一般取扱所
製造所の基準によること。
- 2 危政令第 19 条第 2 項を適用する一般取扱所（部分規制の一般取扱所）

（留意事項）

部分規制の一般取扱所は、原則、著しく消火困難な製造所等となり、移動式以外の第 3 種の消火設備等を設けなければならない（危省令第 33 条第 1 項第 1 号）。

他用途部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものは、著しく消火困難な製造所等に該当しないが、出入口や窓だけでなく、換気ダクト、煙突等の区画貫通部分も開口部と判断するので、留意すること（(1)エ、別記 5 参照）。

(1) 共通事項

ア 危政令第 19 条第 1 項において準用する危政令第 9 条第 1 項の基準の適用については、第 3 章 製造所の基準によること。

イ 危省令第 28 条の 55 第 2 項第 4 号（第 28 条の 56 第 2 項第 4 号及び第 28 条の 57 第 2 項第 1 号）及び第 28 条の 60 第 2 項第 2 号の「延焼のおそれのある外壁」は、製造所の基準第 3、4(1)、(2)及び(3)の例によること。

ウ 他用途部分との隔壁

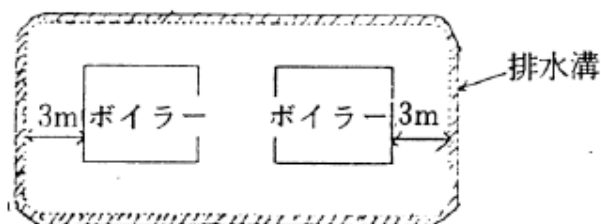
(ア) 危省令第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び第 28 条の 56 第 2 項第 1 号（第 28 条の 57 第 2 項第 1 号）の「厚さ 70 mm 以上の鉄筋コンクリート造……と同等以上の強度を有する構造」は、屋内貯蔵所の基準第 2、3(2)イの例によること。

(イ) (ア)の隔壁を貫通する換気、排出設備及び給排水管等については、屋内貯蔵所の基準第 2、3(2)ウ及びエの例によること。

エ 「傾斜、貯留設備」、「採光、照明」及び「換気設備、可燃性蒸気等の排出設備」については、製造所の基準の例によること。

オ 危省令第 28 条の 55 の 2 第 3 項第 3 号、第 28 条の 56 第 3 項第 2 号、第 28 条の 57 第 3 項第 2 号、第 28 条の 60 第 4 項第 2 号及び第 28 条の 60 の 2 第 3 項第 2 号の「排出溝」は、屋内保有空地の周囲に設けること。

例図



カ 危政令第 19 条第 1 項の基準又は第 2 項の特例基準のいずれの基準により設置される場合でも、これらの基準について、危政令第 23 条を適用することが否定されるものではないこと。（H10 危 19）

(2) 吹付塗装作業等の一般取扱所（危省令第 28 条の 55）

ア 「吹付塗装作業等の一般取扱所」には、洗浄、含侵作業を行うものは含まないものであること。（H1 危 64）

イ 「地階を有しない」とは、当該一般取扱所の許可範囲内に地階がなければよいものであること。

- ウ 塗装等の配合室を設けるときは、次により指導する。★
- (ア) 耐火構造の壁で区画すること。
 - (イ) 出入口には、常時閉鎖式の特定防火設備（防火戸）を設けること。
 - (ウ) 床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、幅及び深さがそれぞれ 10 cm以上の排水溝（又は高さが 10 cm以上の敷居）並びに縦、横及び深さがそれぞれ 30 cm以上のためますを設けること。
- (3) 洗浄作業の一般取扱所（危省令第 28 条の 55 の 2）
- ア 指定数量の倍数が 10 未満の一般取扱所については、危省令第 28 条の 55 の 2 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準によることもできること。（H10 危 19）
 - イ 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。（H10 危 19）
- (4) 焼入れ作業等の一般取扱所（危省令第 28 条の 56）
- ア 指定数量の倍数が 10 未満の一般取扱所については、危省令第 28 条の 56 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準によることもできること。（H1 危 14、特 34）
 - イ 焼入槽には、危険物の温度が異常に上昇しないように冷却装置その他の温度調整装置を設けること。ただし、火災予防上支障がない場合は、この限りでない。
 - ウ 焼入槽には、容易に操作することができる不燃材料で造ったふたを設け、又は有効に消火することができる焼入槽専用の消火設備を設けるよう指導する。ただし、第 3 種の消火設備が有効に設置されているときはこの限りでない。★
 - エ 放電加工機の取扱いについては、「放電加工機の火災予防に関する基準」（S61 危 19）によること。

なお、放電加工機については、危険物保安技術協会が試験確認を行ったものに対し、「放電加工機型式試験確認済証」（次図参照）が貼付されることとなっていることから、技術基準の適合性の確認に活用できるものである。

図 放電加工機型式試験確認済証



備考：1 放電加工機型式試験確認済証は金属板とし、厚さは0.3mmとする。
2 放電加工機型式試験確認済証の地は赤色とし、文字は銀色とする。

- (5) ボイラー等の一般取扱所（危省令第 28 条の 57）
- ア 指定数量の倍数が 10 未満の一般取扱所については、危省令第 28 条の 57 第 2 項、第 3 項又は第 4 項のいずれの特例基準によることもできること。（H10 危 19）（H1 危 14）
 - イ 危省令第 28 条の 57 第 2 項又は第 3 項の特例基準により設置する場合にあっては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第 4 項の特例基準により設置する場合にあっては、一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。（H10 危 19）
 - ウ 「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」に、ディーゼル発電設備は含まれるものであること。（H1 危 64）
 - エ 熱媒体（危険物であるものに限る。）を使用したボイラー設備は、当該特例基準を適用することはできないこと。
 - オ 「危険物の供給を自動的に遮断する装置」は次により設けること。

- (ア) サービスタンクと消費設備間については、サービスタンクの直近に設けること。
- (イ) 元タンクとサービスタンク間についても設置を指導する。★
なお、設置する場合は、元タンクの直近に設置するよう指導する。★
- (ウ) 自動復旧しない構造であること。
- カ 危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける「囲い」は、危省令第 28 条 57 第 2 項第 3 号の規定にかかわらず、タンク容量以上の容量を有するものとするよう指導する。★
- キ ガスボイラー等を一般取扱所内に併設するときは、ガス漏れ火災警報設備等を設けるとともに、地震時及び停電時等の緊急時に燃料ガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。
- ク 屋上に設置するボイラー等の一般取扱所（危省令第 28 条の 57 第 4 項）については、次によること。
 - (ア) 危険物を取り扱う設備を収納する鋼製の外箱の底部（高さ 0.15m 以上）を危険物の漏れない構造とした場合は、第 3 号（囲い）及び第 8 号（傾斜、貯留設備、油分離装置）の適用については、次のとおりとすることができる。
 - a 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ、貯留設備でもあるものとする。この場合、傾斜はなくても差し支えないものとする（第 3 号、第 8 号）。
 - b 外箱内には雨水等の浸入がないことから油分離装置は設けなくてもよいものとする（第 8 号）。
 - (イ) タンク専用室を鋼製の外箱（キュービクル式）とする場合、危省令第 28 条の 57 第 4 項第 9 号及び第 10 号の規定によるほか、次に定めるところによること。
 - a 当該外箱底部をもって、当該設備の周囲に設ける流出防止の囲いであり、かつ、貯留設備でもあるものとする。この場合、床面の傾斜はなくても差し支えないものとする。
なお、危険物を取り扱うタンクの周囲に設ける「囲い」は、危省令第 13 条の 3 第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、タンク容量以上の容量を有するものとするよう指導する。また、出入口の敷居の高さについても同様とする。★
 - b タンク専用室の床の鋼板を屋上（建築物の耐火構造の屋根）に直接設置する場合は、耐火構造の床としてみるることができる。
 - c 採光及び照明の設備は、照明設備を設けること。
 - d 換気設備は、換気口（自然換気）で差し支えないこと（FD、引火防止網必要）。
 - e 蒸気排出設備を設けるときは、換気設備と兼用しても差し支えないこと。
 - f 通気管及び排出設備の先端位置はタンク専用室の屋根上より 1m 以上の高さとなるよう指導する。★
 - (ウ) 第 7 号（保有空地）の適用については、次のとおりとすることができる。
 - a 架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が 50 cm 以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として認めて差し支えないこと。（H29 危 216）
 - b 保有空地内に当該施設と関係のない配管等を設置することは原則認められないが、周囲の状況、設備の危険性、安全対策を総合的に判断し、認めることも可能であること。
 - c 発電設備等とサービスタンクの間は、保守点検に必要な空間を確保することで、3m の距離の幅は要しないこと。
 - (エ) 第 10 号（ダンパー等）の適用について、一般社団法人日本内燃力発電設備協会の認証を受けた製品と同等以上のものであれば、防火ダンパー以外に引火防止金網、金属製ガラリ等を設けることで差し支えないこと。
- ケ ボイラー等を設置する室とは別の位置にポンプ室を設ける場合は、次によること。
 - (ア) ポンプ室は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。

- (イ) ポンプ室は、上階の床を耐火構造とし、かつ、天井を設けないこと。
 - (ウ) ポンプ室には、窓その他出入口以外の開口部を設けないこと。
 - (エ) ポンプ室の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
 - (オ) ポンプ設備は、堅固な基礎の上に固定すること。
 - (カ) ポンプ室の床には、その周囲に高さ 0.2m以上の囲いを設けるとともに、当該床は、危険物が浸透しない構造とし、かつ、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。
 - (キ) ポンプ室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
 - (ク) ポンプ室の換気及び排出の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
 - (ケ) 当該ポンプ室には、見やすい箇所に一般取扱所のポンプ室である旨及び防火に関する必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
 - (コ) ポンプ室には第 5 種消火設備を設けること。
- (6) 充てんの一般取扱所（危省令第 28 条の 58）
- ア 従業員である危険物取扱者が立会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。（H8 危 97）
 - イ 誤注油防止のため、次のとおり指導する。★
 - (ア) 固定注油設備は固定給油設備等の基準（危政令第 17 条第 1 項第 10 号及び第 11 号（構造及び油種表示））に適合させるよう指導する。★
 - (イ) 接続する地下タンク貯蔵所は、中仕切りタンクにガソリンと灯油を隣接して入れないよう指導する。★
 - ウ ガソリンと灯油を同一の計量機で（ダブルで）使用しないよう指導する。★
 - エ 危険物を取り扱う空地の周囲に設ける排水溝は、予想される危険物の流出量に応じて、その目的を十分果たすことができる幅及び深さを有するものとする。
 - オ ためます及び油分離装置は、予想される危険物の流出量並びに危険物を取り扱う空地の大きさ及び形状等に応じて、その目的を十分果たすことができる大きさ及び設置数とする。
 - カ 当該一般取扱所に設けるポンプ設備は、専用の設備とすること。
 - キ 引火点が 70℃未満の非水溶性液体の危険物をタンクへ注入する一般取扱所には、次に掲げる装置を設けること。
 - (ア) タンクへ注入する設備に蓄積される静電気を除去する装置（接地による方法等）
 - (イ) 移動タンク貯蔵所等に蓄積される静電気を除去する装置（タンクローリー用接地端子）
 - (ウ) 危省令第 40 条の 7 に適合した取扱いがなされるように、注入速度を制限するための装置
 - ク 引火点が 70℃未満の危険物をタンクへ注入するローディングアーム等の設備には、アルミニウム又は真ちゅう等の火花を発生しにくい材質を用いること。
 - ケ タンクへ注入する設備は、危険物の過剰な注入を防止できる構造のものとする。当該構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる（タンク内の液面上昇をフロート式センサー、微圧センサー等で検出し、ポンプの停止又は電磁弁等の閉鎖等により注入を止める）構造、1 回の連続した注入量が設定値（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって 4,000 L を超えない量であること。）以下に制限される構造等が考えられること。
 - コ 注入場所には、注入作業を停止できるポンプの操作スイッチを設けるとともに、異常時には、当該取扱所の全ての注入作業を停止することができる緊急停止装置を設けるよう指導する。★
- (7) 詰替えの一般取扱所（危省令第 28 条の 59）
給油取扱所の基準によるほか、次によること。

- ア 従業員である危険物取扱者が立会い、顧客自らが危険物を取り扱う取扱所は原則設置できない。(H8 危 97)
 - イ 誤注油防止のため、固定注油設備には、油種の表示をすること。
 - ウ 防火塀は一般取扱所の周囲に設けること。この場合の一般取扱所の周囲とは、固定注油設備、注油空地等の周囲をいい、注入口は防火塀の外側に設けても差し支えないこと。
 - エ 防火塀の高さの計算にあたっては、注入口が防火塀の外側にある場合、荷卸しするタンクローリーが防火塀の外側に停車して荷卸しする場合等は、注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災に対する計算は不要とする。
- (8) 油圧装置等の一般取扱所 (危省令第 28 条の 60)
- ア 危省令第 28 条の 60 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準によることもでき、また、指定数量の倍数が 30 未満の一般取扱所については、危省令第 28 条の 60 第 2 項、第 3 項又は第 4 項のいずれの特例基準によることもできること。(H1 危 14、特 34)
 - イ 「危険物を取り扱うタンク」とは、危政令第 9 条第 1 項第 20 号のタンクをいい、工作機械等と一体とした構造の油圧タンク等は含まれないものであること。(S58 危 21)
- (9) 切削装置等の一般取扱所 (危省令第 28 条の 60 の 2)
- ア 指定数量の倍数が 10 未満の一般取扱所については、危省令第 28 条の 55 の 2 第 2 項又は第 3 項のいずれの特例基準によることもできること。(H10 危 19)
 - イ 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。(H10 危 19)
- (10) 熱媒体油循環装置の一般取扱所 (危省令第 28 条の 60 の 3)
- 特例基準により一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないこと。(H10 危 19)
- (11) 蓄電池設備等の一般取扱所 (危省令第 28 条の 60 の 4)
- ア 当該一般取扱所の満たすべき技術上の基準としては、指定数量の倍数が 30 未満のものについては、危省令第 28 条の 60 の 4 第 3 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを、指定数量の倍数が 10 未満のものについては、危省令第 28 条の 60 の 4 第 3 項若しくは第 4 項の特例基準又は危政令第 19 条第 1 項の基準のいずれかを設置許可又は変更許可の申請者において選択できるものであること。(H24 危 132)
 - イ 危省令第 28 条の 60 の 4 第 3 項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、危険物を取り扱う設備を室内に設けなければならないものであり、同条第 4 項の特例基準により当該一般取扱所を設置する場合にあつては、当該一般取扱所を建築物の屋上に設けなければならないものであること。(H24 危 132)
 - ウ 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について」(R5 危 251)のうち、「2 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例に関する事項」によること。
- 3 高引火点危険物の一般取扱所 (危省令第 28 条の 61、第 28 条の 62)
- 高引火点危険物 (引火点が 100℃以上の第 4 類の危険物をいう。)のみを 100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所については、危政令第 19 条第 1 項、第 2 項 (同項で規定されているものに限る。)又は第 3 項 (危省令第 28 条の 61、危省令第 28 条の 62 (充てんの一般取扱所に係る基準の特例))のいずれの特例基準によることもできること。(H1 危 14、特 34)
- 4 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所
- 「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」(H15 危 81)によること。
- 5 ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所
- (1) 「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(H11 危 53)によること。

- (2) 密閉構造の単電池が収納されている複数のモジュール電池をパッケージに収納する構造の屋外に設置するナトリウム・硫黄電池であって、当該モジュール電池及びパッケージが一体でH11 危 53 別添「ナトリウム・硫黄電池に要求される火災安全性能」を満たすものは、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(H11 危 53)により設置することができること。(H25 危 156)
- 6 リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所
- (1) 「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」(H23 危 303) 及び「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」(R5 危 214)によること。
 - (2) 建築物の一部に設置するリチウムイオン蓄電池の組立て作業を行う一般取扱所、リチウムイオン蓄電池の充電又は放電作業を行う一般取扱所及びリチウムイオン蓄電池の製造作業を行う一般取扱所について特例を適用する場合は、「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の運用について」(R6 危 351)によること。